

令和6年能登半島地震 広域避難者向け支援制度

◇避難者生活サポート窓口 【時間】8時30分～17時15分（平日） 【問い合わせ】電話 0761-58-2401

令和6年能登半島地震 能美市民または能美市内事業者向け支援制度一覧

【令和6年4月25日 現在】

◇支援を受けるために罹災証明書・被災届出証明書(事業用資産の場合は被災証明書)が必要となる方は申請をお願いします。

No.	支援制度名	罹災証明書要否	対象者	●該当、▲状況によって該当					内容	受付窓口・問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を含みます。	
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊				一部損壊
1	罹災証明書・被災届出証明書の交付	—	災害により住家等に被害を受けた方	●	●	●	●	●	●	罹災証明書・被災届出証明書の申請受付・交付	税務債権課 ☎58-2206	
2	被災証明書の交付(事業者向け)	—	災害及び火災により被害を受けた事業者	●	●	●	●	●	●	被災証明書の申請受付・交付 自然災害及び火災により被害を受けた事業者の被害の状況について、被害を受けた事実を証明します。	商工課 ☎58-2254	

◇罹災証明等に基づく損壊の程度区分ごとの支援

①一部損壊

No.	支援制度名	罹災証明書要否	対象者	●該当、▲状況によって該当					内容	受付窓口・問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を含みます。	
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊				一部損壊
3	建築確認申請等の手数料の減免(市)	要	災害により被害を受けた方	●	●	●	●	●	●	災害により滅失または破損した建築物の復旧を目的とした建築に係る申請等の手数料に対して、減免措置を講じます。	まち整備課 ☎58-2251	申込受付: 令和7年 12月31日まで
4	建築・住宅相談(市)	不要	災害により被災された住宅の所有者等	●	●	●	●	●	●	被災された住宅の本格的な復旧に向けて、建築士の資格を持つ職員が技術的なアドバイスをします。 ※業者のあつ旋は行いません。	まち整備課 ☎58-2251	
5	災害復興住宅融資	要	災害により被害を受けた方	●	●	●	●	●	●	(住宅金融支援機構) 災害で被災された方が被災住宅を復旧するための住宅ローンです。通常の融資と比べて低利で利用できます。	住宅金融支援機構お客さまコールセンター ☎0120-086-353	
6	災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例)(リバースモーゲージ型融資)	要	災害により被害を受けた方で満60歳以上の方	●	●	●	●	●	●	(住宅金融支援機構) 災害で被災された方が被災住宅を復旧するための住宅ローンです。月々の返済は利息のみで、通常の災害復興住宅融資と比べて月々の負担を低く抑えられます。	住宅金融支援機構お客さまコールセンター ☎0120-086-353	
7	就学援助費の支給	不要	能美市立小・中学校に在学する児童及び生徒の保護者のうち、被災により税の減免等の支援を受け、「能美市就学援助費支給取扱規則」の認定基準に該当する方	●	●	●	●	●	●	被災により就学困難となった児童生徒、就学予定者の保護者に対して、学用品費等を支給します。	教育総務課 ☎58-2270	
8	勤労者生活安定小口資金融資	不要	市内に1年以上居住し、かつ同一事業所に1年以上勤続し、安定した収入のある勤労者で、市税を完納している方	●	●	●	●	●	●	限度額100万円、年利2.45%の融資制度です。保証人は石川県労働者信用基金協会保証、融資申込先は北陸労働金庫です。	商工課 ☎58-2254	
9	各種証明書交付等手数料の減免	要	罹災証明書・被災届出証明書の交付を受けた個人(相続人を含む)若しくはその同一世帯に属する個人または法人 ※罹災証明書・被災届出証明書の提示が必要 ※コンビニ交付の場合は減免対象となりません。	●	●	●	●	●	●	災害からの復旧・復興のために使用する各種証明書の交付手数料の減免 【減免の対象となる証明書等】 ・戸籍事項証明書(謄本・抄本) ・受理証明書 ・戸籍の附票 ・住民票の写し ・印鑑証明・印鑑登録 ・マイナンバーカードの再交付 ・所得・課税証明書 ・非課税証明書 ・営業証明書 ・固定資産関係証明書 ・家庭円満等の閲覧、交付 ・納税証明書	市民サービス課 ☎58-2213 税務債権課 ☎58-2206	
10	市税の納付相談	要	災害により被害を受けた方・事業所	▲	▲	▲	▲	▲	▲	災害により市税の納付が困難な場合は、納税の一次的な猶予などについて相談に応じます。	税務債権課 ☎58-2206	
11	水道料金・下水道使用料の減免・納付相談	要	災害により被害を受けた方	●	●	●	●	●	▲	罹災証明書の内容に応じて減免措置を講じます。 災害による収入の減少など特別な理由によって支払いが困難な場合は、納入猶予など相談に応じます。 ※漏水の場合は、修理が完了していること。	上下水道課 ☎58-2260	申込受付: 令和6年 12月31日まで
12	国民健康保険 医療費一部負担金(自己負担)の免除	要	次のいずれかに該当する場合 ① 住家の全半壊、全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合 ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合 ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合 ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合 ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合	●	●	●	●	▲	▲	令和6年4月末までの診療、調剤及び訪問看護の自己負担の免除を行います。	保険年金課 ☎58-2236	
13	後期高齢者医療一部負担金減免	要	次のいずれかに該当する場合 ① 住家の全半壊、全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合 ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合 ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合 ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合 ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合	●	●	●	●	▲	▲	令和6年4月末までの診療、調剤及び訪問看護の自己負担の免除を行います。	保険年金課 ☎58-2236	
14	介護サービス等に係る利用者負担額の減免	要	次のいずれかに該当する場合 ① 住家の全半壊、全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合 ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合 ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合 ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合 ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合	●	●	●	●	▲	▲	令和6年4月末までの介護サービスの自己負担の免除を行います。	保険年金課 ☎58-2236	
15	介護保険料の減免	要	次の①～④のいずれかに該当する場合 ① 居住する住宅について、全壊は全額免除、半壊・大規模半壊は2分の1免除、床上浸水は2分の1を超えない範囲で市が決定した額を免除 ② 主たる生計維持者が死亡し、若しくは障害者となり、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者は全額免除 ③ 主たる生計維持者の行方が不明となった第一号被保険者は全額免除 ④ 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入の減少が見込まれ、事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である第一号被保険者について、前年の合計所得金額が210万円以下であるときは全額免除、同210万円を超えるとき10分の8免除	●	●	●	●	▲	▲	令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に納期限が設定されている令和5年度分及び令和6年度分の保険料の免除を行います。	保険年金課 ☎58-2236	

①一部損壊の続き

No.	支援制度名	罹災証明書 必要 否	対象者	●該当、▲状況によって該当					内容	受付窓口・ 問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を 含みます。
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊			
16	国民健康保険税の減免	要	次の①～⑤のいずれかに該当する場合 ① 居住する住宅について、全壊は全額免除、半壊・大規模半壊は2分の1免除、床上浸水は2分の1を超えない範囲で市が決定した額を免除 ② 主たる生計維持者が死亡し、若しくは障害者となり、又は重篤な傷病を負った世帯は全額免除 ③ 主たる生計維持者の行方が不明となった世帯は全額免除 ④ 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入の減少が見込まれ、次の要件iからiiiまでのすべてに該当する世帯は前年の所得額に応じて減額又は全額免除 【要件】 i 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。 ii 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。 iii 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に依る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。 ⑤ 主たる生計維持者以外の被保険者の行方が不明となった世帯は、当該世帯の被保険者全員について算定した保険税と行方不明者以外の被保険者について算定した保険税の差額を減免	●	●	●	●	▲	令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に納期限が設定されている令和5年度分及び令和6年度分の保険税の減免を行います。	保険年金課 258-2236	事由が生じた日以後に納期限が到来する納期分の税額
17	介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担額の免除	要	次のいずれかに該当する場合 ① 住家の全半壊、全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合 ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合 ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合 ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合 ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合	●	●	●	●	▲	令和6年4月未までの介護予防・日常生活支援総合事業（現行相当サービス）分の自己負担の免除を行います。	いきいき共生課 258-2233	

②準半壊

No.	支援制度名	罹災証明書 必要 否	対象者	●該当、▲状況によって該当					内容	受付窓口・ 問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を 含みます。
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊			
○ No. 3～17の支援（対象）											
18	被災住宅の応急修理（災害救助法）	要	災害により住宅が「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」または「準半壊」の被害を受け、かつ応急修理によって被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる方 ※経済的に自ら修理することができない方	●	●	●	●	●	当該住居での生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当である箇所についての修理費用の支援 【限度額】※1世帯当たり 大規模半壊、中規模半壊、半壊 70万6,000円 準半壊 34万3,000円 ※修理期間が1か月を超え、6か月未満の方は応急仮設住宅の利用も可能です。	まち整備課 258-2251	完了期限： 令和6年 12月31日まで
19	保育所等保育料の減免	要	災害により被害を受けた方	●	●	●	●	▲	災害による住宅の全半壊など特別な理由によって支払いが困難な方に対して、減免を行います。	子育て支援課 258-2232	申込受付： 令和6年 12月31日まで

③半壊・中規模半壊・大規模半壊

No.	支援制度名	罹災証明書 必要 否	対象者	●該当、▲状況によって該当					内容	受付窓口・ 問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を 含みます。
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊			
○ No. 3～19の支援（対象）											
20	賃貸型応急住宅（みなし仮設）（災害救助法）	要	災害に伴う住居の全壊等により、居住する住宅の確保が困難となり、自らの資力で住宅を得ることができない方 ※輪島市、珠洲市、穴水町、能登町から能美市に避難して来た方は、相談・申請を能美市で行うことができます。（契約は被災した時の市町で行うこととなります）	●	●	●	●	●	家賃 2人以下の世帯 月額 6万円以下 3～4人の世帯 月額 8万円以下 5人以上の世帯 月額 11万円以下 共益費・礼金・退去修繕負担金・鍵交換費・仲介手数料についても市が負担します。 ※応急修理制度を利用する場合は、応急修理の申し込みを先に行うこと	まち整備課 258-2251	入居期間： 入居時から2年以内 ※応急修理制度を利用する場合は、修理に要する期間
21	障害福祉サービス利用料等の減免	要	災害により住宅に被害を受けた方	●	●	●	●	●	被災のため障害福祉サービス等に必要利用者負担をすることが困難な方に対して利用者負担の減免を行います。	いきいき共生課 258-2233	
22	市税の減免	要	災害により被害を受けた方・事業所	●	●	●	●	●	個人市民税、固定資産税・都市計画税については、被害の程度によって、減免申請を行うことにより減免が受けられます。	税務債権課 258-2206	
23	被災者生活再建支援事業	要	住家が半壊以上の世帯	●	●	▲	▲	▲	①全壊等 基礎支援金100万円と 住宅再建方法に応じ、加算支援金50万円～200万円 ②大規模半壊 基礎支援金50万円と 住宅再建方法に応じ、加算支援金50万円～200万円 ③中規模半壊・半壊 住宅再建方法に応じ、支援金25万円～100万円	福祉課 258-2230	申込受付： 令和7年 1月31日まで
24	被災家屋の公費解体（環境省）	要	罹災証明書により、被害の程度が半壊以上の家屋の所有者で解体を希望する方	●	●	●	●	●	被災家屋等の所有者の申請により、市が所有者に代わって被災家屋等を解体・撤去します。 ※詳細は決定次第、お知らせします。	生活環境課 258-2217	

④全壊

No.	支援制度名	罹災証明書要否	対象者	●該当、▲状況によって該当					内容	受付窓口・問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を含みます。	
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊				一部損壊
○ No. 3～24の支援（対象）												
25	国民年金保険料の納付免除	要	国民年金第1号被保険者で、住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた方	●						（日本年金機構対応） 災害等で大きな被害を受けたことにより納付が困難な場合、災害等で大きな被害を受けたことにより納付が困難な場合、申請をして承認されると保険料の全額が免除される制度（特例免除）があります。	保険年金課 ☎58-2236	令和5年11月分から令和8年6月分までの期間

◇事業用資産に被害を受けた方の支援

No.	支援制度名	罹災証明書要否	対象者	●該当、▲状況によって該当					内容	受付窓口・問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を含みます。
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊			
26	中小企業経営支援融資（事業者向け支援）	不要	市内に本社を有する中小企業又は市内に代表者が住所を有する個人事業者で同一事業を引き続き1年以上経営している方						限度額1,000万円、年利1.5%～1.0%以内、融資期間7年以内の融資制度です。資金使途は運転資金または設備資金（能美市外への設備投資は対象外）になります。融資申込先は市内に支店のある金融機関です。	商工課 ☎58-2254	
27	事業継続力強化認定企業支援事業補助金（事業者向け支援）	不要	経産省の認定を受けた事業継続力強化計画にかかる設備投資などを行う事業者						自然災害や感染症等に備えた事業継続力強化計画を策定し、経済産業大臣より認定を受けた中小企業者に対して、認定を受けた計画の中で必要となる設備投資などの経費を一部補助します。補助率2/3、上限50万円	商工課 ☎58-2254	
28	事業系一般廃棄物のごみ処理手数料の免除	不要	災害により被害を受けた事業者（原則、被災証明書の写しの提出が必要）						被害があった事業者に対して、平時は事業用搬入券（500円）で受け入れしている事業系一般廃棄物について、美化センターへのごみ処理手数料を免除します。	生活環境課 ☎58-2217	
29	危険物施設の手数料の減免	不要	地震被害を受けた危険物施設の設置者						地震被害を受けた危険物施設について、消防法（昭和23年法律第186号）第11条の規定により危険物施設の設置・変更許可を求める場合の手数料に対して減免措置を講じます。	消防本部予防課 ☎58-7119	

◇土砂災害等により被害を受けた方への支援

No.	支援制度名	罹災証明書要否	対象者	●該当、▲状況によって該当					内容	受付窓口・問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を含みます。
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊			
30	災害崩落土砂助成（市）	不要	災害崩落のあった箇所の土地所有者又は被災者						（1）かけ崩れにより建物等に被害を受けた場合の災害崩落土砂の撤出を行うもので、土量1立方メートル以上、かつ、かけの高さが2メートル以上の土砂処理を行う事業 （2）前号の事業を実施した後に、かけ崩れの再発を防止するために行う対策工事 ※助成額は、予算の範囲内において災害崩落土砂等に要する費用の2分の1以内で、1件25万円を超えない額	土木課 ☎58-2250	
31	危険木伐採に係る工事費等補助金（市）	不要	危険木が存する土地を所有し、占有し、若しくは管理する者又はこれらの者から伐採の同意を得た方						土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域かつ、急傾斜地の崩壊に指定された土地において、危険木がある土地又は公共施設等に危険を及ぼすおそれのある場合（交付額）補助対象経費の2分の1以内の額（限度額）危険木の存する土地一筆当たり20万円 土地一筆に存する危険木が、複数存在し広範囲にわたり住宅、公共施設等に被害を与えるおそれのある場合は、限度額にその住宅、公共施設等の数を乗じて得た額	土木課 ☎58-2250	